

板橋区立小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針

(概要版)

第1章 方針の策定

策定の背景（3つの変化）

教育環境	社会状況	施設整備
35人学級編制 - GIGAスクール構想 - 小中一貫教育の推進 - 教職員の働き方改革 - 個別最適な学び・協働的な学び	- 将来的な年少人口の減少 - 大規模集合住宅の建設による地域的・一時的な児童生徒数の増加 - 子どもたちが抱える課題の複雑高度化	- 学校施設の老朽化対策 - 適正規模・適正配置の視点 - 新しい学びを実現する学校施設

方針の方向性

- ✓ 適正規模・適正配置に関する考え方を再整理
- ✓ 新しい時代の学びや子どもたちを取り巻く教育環境の複雑多様化に対応することができる魅力ある学校をつくる。

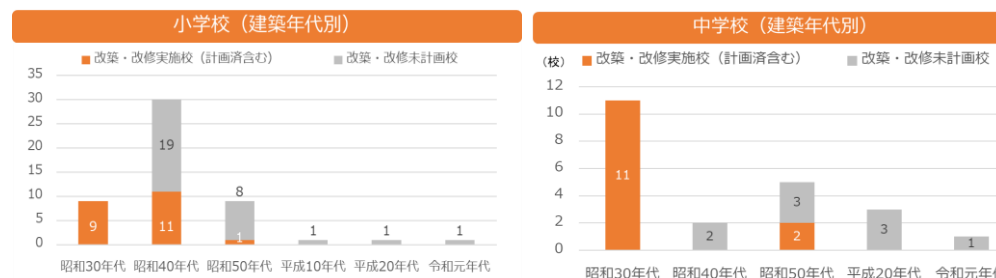
第2章 区立小中学校の現状

児童・生徒数、学校数、学校規模の推移

児童・生徒数 : 59,428 人 (S56) ⇒ 30,400 人 (H17) 約5割減
学校数 : 81 校 (S58) ⇒ 73 校 (H30) 約1割減
学校規模 : 適正規模（12～18 学級）の学校が多い状況

学校施設更新時期

学校施設は昭和 30～40 年代に集中的に整備が進められたため、多くの学校が改築や改修等の更新時期を迎えている。



第3章 学校整備の基本的な考え方

魅力ある学校施設

 教育環境の充実	 環境への配慮
 生活・運動環境の充実	 災害に強い学校
 学校と地域の連携	 バリアフリー

施設更新と適正規模・適正配置の一体的推進

施設更新の際は、ICT 教育環境の充実や多様な学びのスタイルに対応した教育環境向上の視点を取り入れた、多面的な整備を進めていく。

また、整備計画を検討するにあたって、整備対象校だけではなく、周辺の学校も含めて検討を行うことで、建築年度や施設の老朽化対策を基本としながら、将来の児童・生徒数の予測を基に、学校規模や配置の適正化も重要な要件とする。



第4章 学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方

教育上望ましい規模

審議会答申を踏まえて、「教育上望ましい規模」を見直します。

学校規模	
 小学校：12～18学級  中学校：12～15学級	▶ 小中学校ともに 12～18学級
1学級あたりの人数	
 小学校：20～30人  中学校：30～35人	▶ 明記しない

【見直した理由】

- ・学校教育法施行規則では、小中学校共に 12～18学級が標準
- ・予算や制度面の課題により、区独自の少人数学級編制は困難
- ・学級人数に関わらず、様々な人材配置や授業の工夫等により、個別最適な学びと協働的な学びの保障に向けて取り組んでいる。

適正配置

① 通学区域・通学距離

通学区域の検討にあたっては、学校までの距離だけではなく、安全性や学校の適正規模、学びのエリアとの整合等、様々な要因を考慮

通学距離は、小学校が 1.0km、中学校が 1.5km を基本としながら、道路状況等を総合的に捉えて弾力的に検討

② 小中一貫型学校

設置条件

- ✓ 適正規模の学校
- ✓ 十分な学習環境や活動環境を確保
- ✓ 通学区域が整合

留意点

- ✓ 効果検証
- ✓ 通学に係る安全性の確保
- ✓ 中学校への就学傾向

③ 周辺の公共施設との複合化

- ✓ 目的や期待される効果の明確化
- ✓ 区長部局との連携

第5章 適正規模・適正配置に向けた取組

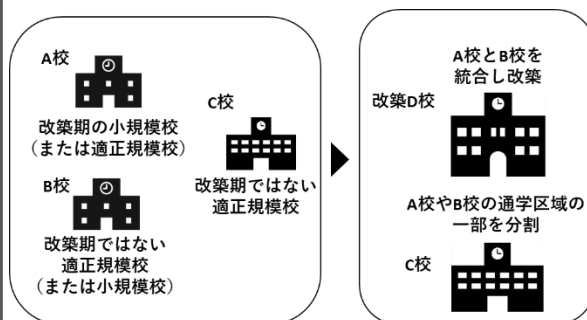
魅力プラン後期計画における整備対象校

- ① 昭和 40 年代に建設された学校
- ② 過小規模化が進行している学校
- ③ 児童・生徒数の増加により対応が必要な学校

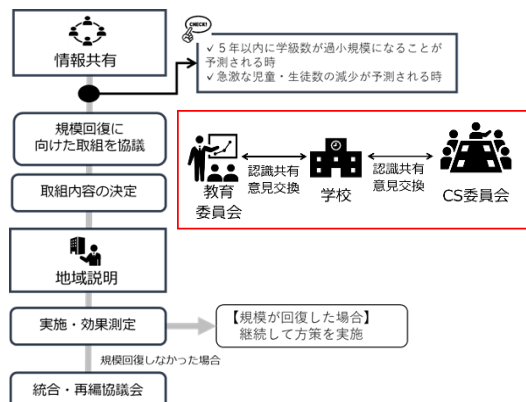
整備手法の工夫や整備時期の分散により、計画的に対応

改築期に合わせた適正規模化

周辺校を含めた検討により適正規模化を実現



過小規模校への対応



第6章 新たな教育環境を見据えた学校施設整備

学校教育を取り巻く様々な環境変化

子どもたちを取り巻く環境変化

- 学びのスタイルの多様化
- 不登校児童・生徒の増加
- 日本語指導に対する需要の増加
- 特別支援教育の重要性の高まり
- 将来的な人口減少の可能性

学校施設に関する環境変化

- 技術革新を見据えた着実な対応
- 新たな学びへの対応
- 災害拠点と学校運営の両立
- 高層化改築
- 地域とともにある学校

多様な視点を持ちながら学校施設整備に取り組む

施設整備に求められる視点や考え方

- ✓ 新たな教育環境に対応しやすい施設
⇒ 様々な場所・スタイルで授業が展開でき、学校全体が学びの場
- ✓ 将来的な児童・生徒数の減少を見据えた転用可能な施設
⇒ 設計段階から学校施設以外の用途への転用や減築を想定
- ✓ 多様な居場所の充実
⇒ 不登校児童・生徒に適切な学習環境を提供、新たに生まないための学校環境を整備